

●香川県告示第244号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項に規定する指定区域を指定したので、同法第15条の17第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成19年4月13日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定区域（廃止済産業廃棄物最終処分場）

指定番号	所在地	埋立地の区分
香産一 1	坂出市林田町字洲鼻前2851番99、2851番100、2851番101、2851番102、2851番103、2851番104、2851番105、2851番106、2851番107、2851番108、2851番109、2851番110、2851番111、2851番112、2851番113、2851番114、2851番121、2851番122、2851番123、2851番124、2851番125、2851番126、2851番127、2851番128、2851番129、2851番130、2851番131、2851番132、2851番133、2851番134、2851番135、2851番136、2851番137、2851番138、2851番139、2851番140、2851番141、2851番142、2851番143、2851番144、2851番145、2851番146、2851番278、2851番316、2851番330、2851番331、2851番332	政令第13条の2 第2号
香産一 2	綾歌郡綾川町西分字畔浦485番、486番1、486番2、486番3、486番4、486番5、486番6、487番1、487番2、487番3、487番4、487番5、487番6、488番3、488番4、512番2、512番4 字権田谷乙91番1、乙92番、乙93番1、乙98番2、431番1、431番2、431番3、431番4、433番1、433番2、433番3、433番4、434番1、434番2、434番3、439番1、439番2、439番3、440番4、441番1、441番2、441番3、441番4、443番3、443番4、444番3、444番4、444番5、446番3、446番4、447番3、447番4、447番5、448番1、448番2、448番3、449番1、449番2、449番3、450番1、450番2、450番3、450番4、451番1、451番2、455番1、456番1、456番2、457番1、458番1、458番2、459番1、459番2、459番3、460番3、461番3、471番4、483番、484番 字堀岡1027番1、1027番2、1027番3、1027番4、1029番、1030番、1081番、1082番3、1082番4、1082番5、1082番6、1082番7、1082番8 以上89筆のそれぞれの地番の全部又は一部	政令第13条の2 第1号
香産一 3	三豊市山本町辻字東側77番1の一部、77番2の一部、77番3の一部、100番1の一部、100番2、102番の一部	政令第13条の2 第1号
香産一 4	さぬき市多和字竹屋敷196番1の一部、196番2	政令第13条の2 第1号
香産一 5	三豊市高瀬町佐股字大武連甲1718番、甲1723番1、甲1723番2、	政令第13条の2

	甲1723番3、甲1723番4、甲1724番2、甲1728番1、甲1728番4、 甲1728番5、乙537番1、乙537番3、乙538番2、乙538番7、 乙538番10、乙538番11 以上15筆のそれぞれの地番の全部又は一部	第1号
香産-6	仲多度郡まんのう町炭所東字西ノ谷3442番、3471番1、3472番1、 3472番2、3472番3、3473番、3474番1、3474番2、3475番、3476 番2、3476番5、3476番7、3476番8、3476番10、3476番16、3476 番21、3476番25の一部、3476番26の一部、3477番、3478番、3481番 2	政令第13条の2 第1号
香産-7	三豊市高瀬町上麻字善能寺1849番1、1849番2、1849番3、1850 番2、乙903番8、乙903番13、乙905番、乙906番1の一部、乙 906番2の一部、乙906番8、乙906番9、乙906番12、乙906番 13の一部、6153番2、8111番2	政令第13条の2 第1号
香産-8	木田郡三木町大字奥山字中山3210番1の一部、3211番1の一部	政令第13条の2 第1号
香産-9	坂出市府中町字新宮1115番1の一部、1115番2の一部	政令第13条の2 第1号
香産-10	小豆郡小豆島町池田字堂ノ奥3731番1の一部、3731番2・3732番 合併の一部、3733番の一部、3734番の一部、3735番、3736番、3737 番、3738番、3739番、3740番、3741番1の一部、3741番2、3742番 の一部、3744番の一部、3745番の一部、3746番、3747番の一部、 3819番の一部、3820番の一部、3824番の一部、3825番の一部	政令第13条の2 第1号
備 考		
1 所在地は、廃止年月日における地番又は告示日までに確認できた地番を記載する。		
2 埋立地の区分の欄中「政令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいう。		
3 指定区域ごとの帳簿及び図面は、環境森林部廃棄物対策課において、一般の縦覧に供する。		